

教育に関する事務の点検及び評価報告書
(平成 21 年度・実施施策)

平成 22 年 12 月

久御山町教育委員会

教育に関する事務の点検及び評価報告書目次

1	はじめに	2
2	教育委員会の点検・評価について	2
3	評価の項目	3
4	外部評価	3
5	施策の点検及び評価の結果	
	久御山町教育委員会 施策・事務事業一覧表	5
	(1) 就学前教育の充実	8
	(2) 学力の充実・向上	10
	(3) 教育内容の充実	12
	(4) 教育施設・環境の整備	14
	(5) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進	16
	(6) 青少年の健全育成	18
	(7) 生涯学習の推進	20
	(8) スポーツ活動の振興	22
	(9) 歴史文化の継承と活用	24
	(10) 人権・平和教育の推進	26
	(11) 男女共同参画社会の実現	28
	(12) 子育て支援の充実	30
6	学識経験者の知見の活用（外部評価）	32
7	資料	36

1 はじめに

地方公共団体は、人口減少（少子化）や超高齢化の急速な進行、景気低迷による税収鈍化、本格化する地方分権型社会や市町村合併、指定管理者制度をはじめとした「官から民へ」の流れ、また、高度化・多様化する住民ニーズなど、さまざまな情勢の変化による対応が求められています。

こうした社会情勢にあって、本町では平成 19 年 9 月に市町村合併については、当分の間は合併をしないとした方向性を示すなかで、強固で持続可能な行財政基盤の構築を図っていくこととしたところです。

今後においては、持続可能な行財政運営を行うため、無駄な歳出を削減し、さらなる行政のスリム化を図るなかで質の高い住民サービスを行う必要があります。そのために、「久御山町第 3 次行政改革大綱」及び「久御山町集中改革プラン」に掲げている改革プログラムの確実な実行に努めていかなければなりません。

集中改革プランにおいては、改革プログラムの一つとして、事務事業の再編・整理、廃止・統合を行っていくこととし、その手法として『行政評価』の導入を掲げています。

『行政評価』とは、行政の仕事の現状と成果を確認・分析し、改善・改革を図るための仕組みとなるものです。従来は、行政では予算編成（Plan）を重視し、事業実施（Do）後においては、決算などを十分にチェックすることが少なかったと考えられます。そこで、事業を Plan（計画・予算）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）の流れで捉え、実施結果をその計画に基づき評価し、以後の改善に結びつけようとする PDCA サイクルという考え方があります。

行政評価の取り組みは、これまでの Plan－Do 偏重の行財政運営から Check と Action の機能をより充実させ次の Plan に結びつける、行財政運営システムを改革するための取り組みです。

2 教育委員会の点検・評価について

先述の取り組みの中、平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表し、また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっています。

このような中、平成 20 年度から必要となった教育委員会の調査及び評価については、久御山町第 4 次総合計画の施策体系に基づき、中長期的な視点で、『進捗状況は順調か』、『施策を実現するための最適な手段や手法が行なわれているか』を教育委員会で分析・評価点検を行い、次頁からの「施策評価シート」を作成しました。

3 評価の項目 ～施策評価～

(1) 基本的な項目

- ① 総合計画上の位置付け
- ② 成果目的、施策の実施期間
- ③ 総合計画策定時の課題（目標設定の背景）
- ④ 現在までの社会情勢・法制度の変化
- ⑤ 主な事務事業の取組み内容
- ⑥ 施策の指標等（年度別成果指標実績値・計画値、事業費）

(2) 分析項目

- ① 成果目的の達成度
- ② 成果目的の達成されている理由、達成されていない理由は
- ③ 事務事業の構成・内容の妥当性
- ④ 事務事業の事業費・事業効果の妥当性、見直しの必要性の理由は
- ⑤ 最善手段の分析（施策の方向性に対する事務事業の取組方針）
- ⑥ 今後発生が予測される課題（法制度・社会情勢の変化）
- ⑦ 施策の方向性（今後の課題への対策や方針）

4 外部評価（指導及び助言）

教育委員会の意思決定や事務事業の取組みが、施策を達成するという視点から客観的にみて適正であったか、また、今後はどのように取り組むべきか、教育委員会が点検及び評価を行った事項について、指導及び助言をお願いしました。

- 施策の進捗状況の評価
- 施策の進捗状況は妥当か
- 施策を構成する事務事業の取組み経過は妥当か
- 財政的制約や人員配置の制約を踏まえた施策や事務事業の優先順位は
- 特に拡充や縮小、終了すべき施策や事務事業の根拠は何か

5 施策の点検及び評価の結果

平成21年度 久御山町教育委員会 施策・事務事業一覧表

総合計画	施策名	施策 成果目的	事務事業名
1 就学前教育	就学前教育の充実	幼稚園・保育所と小学校との接続・連携の強化並びに就学前教育の充実を図るとともに、すべての子どもに就学前教育の機会を等しく提供する。	幼保一体的運営事業
			未就園児保育事業
			幼稚園交流事業
			幼稚園施設整備事業
			保育所施設整備事業
			幼稚園施設維持管理事業
			保育所施設維持管理事業
			幼稚園運営事業
			保育所運営事業
2 学校教育	学力の充実・向上	生き方や進路を主体的に切り開く能力を育成するとともに、心の教育や健康安全教育などの充実を図る。また、学力の状況を的確に把握・分析し、個に応じた指導を充実し就学前から中学校卒業時までを見通した教育を推進する。	児童生徒指導支援事業
			学校図書館運営事業
			教育活動推進計画事業
			特色のある学校づくり実践研究補助事業
			学び推進事業
			教育委員会運営事務
3 学校教育	教育内容の充実	国際社会に生きる人材育成や高度情報化社会に対応した情報活用能力育成など個に応じた教育的ニーズに応えられる教育を推進する。また、就学指導や教育相談機能を充実し、児童生徒一人ひとりが自立し社会参加できる資質や能力を育てる。	国際理解教育推進事業
			学校情報教育環境整備事業
			特別支援教育補助員配置事業
			教育相談事業

4 学校教育	教育施設・環境の整備	安全で安心して学べる教育環境づくりを推進するため、小・中学校施設の整備や学校教育教材備品の充実に努めるとともに、児童生徒の安全を確保するため、交通指導員や安全パトロール員の配置を行う。	学校施設維持管理事業
			学校施設整備事業
			学力向上教材整備事業
			交通指導員・安全パトロール員配置事業
			学校運営補助事業
			学校給食運営事業
			学校保健事務
5 学校教育	学校・家庭・地域が連携した教育の推進	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを通して教育の活性化を図る。	生徒指導地域づくり連絡会支援事業
			学校評議員の設置事業
			クラブ活動ボランティア推進事業
			学校運営協議会事業
6 青少年育成	青少年の健全育成	地域社会に関心を持ち、お互いに交流しながらさまざまな活動に積極的に参加し、主体的に行動できる青少年の育成に努める。	社会教育団体(青少年育成等)補助事業
			子ども居場所づくり事業
7 社会教育	生涯学習の推進	「生涯学習推進計画」に基づく、生涯学習の推進体制の強化や活動支援、指導者等の育成、学習施設の充実、多彩なプログラムの整備を図り、生涯学習のまちづくりを推進する。	ふれあい交流館運営事業
			生涯学習推進事業
			成人式実施事業
			中央公民館運営事業
			図書館運営事業
			町民文化祭事業
			いきがい大学実施事業
8 スポーツ	スポーツ活動の振興	スポーツ施設の充実や指導者、関係団体等の育成など、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努める。	社会体育活動支援事業
			総合体育館運営事業
			町民プール運営事業
			くみやまマラソン大会支援事業
			町民運動会等体育大会事業

9 文化	歴史文化の継承と活用	歴史文化の保存・継承とその活用を図るとともに、芸術・文化にふれ合える機会の充実に努めるなど、文化の香り高いまちづくりを目指す。	文化財保護事業
			歴史文化推進事業
10 人権・平和	人権・平和教育の推進	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民一人ひとりの問題として、人権と平和を尊重する社会を構築する。	人権教育推進事業
			平和学習推進事業
11 男女共同参画	男女共同参画社会の実現	「男女共同参画プラン」に基づき、性差意識改革や男女平等の教育を推進し、女性も参画できる社会環境をつくり、男女がその能力と個性を發揮し、お互いを尊重し合える参画社会の実現を目指す。	男女共同参画社会推進事業
12 子育て支援	子育て支援の充実	未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育ち、保護者が安心して働ける環境や、喜びを感じ、期待を持って楽しく子育てができるまちを目指す。	学校就学援助事業
			学校保護者負担軽減事業
			留守家庭児童育成事業
			幼保保護者負担軽減事業
			幼稚園就園援助事業
			一時保育事業
			病後児保育事業
家庭教育推進事業			

施策名: 1 就学前教育の充実

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課			
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり				
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する				
	節	第1節 就学前教育				
成果目的	幼稚園・保育所と小学校との接続・連携の強化並びに就学前教育の充実を図るとともに、すべての子どもに就学前教育の機会を等しく提供する。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	子どもの生活環境の変化や保護者の子育て環境の変化などにより、子どもの「生きる力」が低下するなど大きな社会問題となっている。この「生きる力」の基礎を育成することを目標とし、幼児期から高校までを見通した一貫した教育を推進する。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	子どもや親を取り巻く環境の変化により、子どもの「生きる力」、親の「養育力」の低下、就学前の教育・保育のニーズに対応するため、幼稚園と保育所の両方の役割を果たすことができるよう国では、『認定こども園』制度をスタートしたが普及はあまり進んでいない。このため、国は「幼保一元化」実現のための法案を平成23年度に提出し、関係省庁として「こども家庭庁」を設置。平成25年度に幼稚園と保育所の機能を持った「こども園(仮称)」制度を導入する方針である。					
主な事務事業の取組内容	子どもたちの「生きる力」を育み、女性の就業と子育ての両立を支えるため、平成15年度に東角校区から順次、5歳児を対象に幼保一体的運営に取り組み、平成20年4月から町内すべての幼稚園・保育所で実施している。					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 20	H 21	H 21	H 22	H 23
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
幼保一体化を実施した5歳児の人数(年度末)	人	138	138	138	120	120
幼保一体的運営の対象年齢	年齢	5歳児	5歳児	5歳児	5歳児	5歳児
幼保一体的運営を実施した幼稚園	箇所	3	3	3	3	3
3. 施策の事務事業費 (千円)						
平成 20 年度 決算額	622,146					
平成 21 年度 決算額	655,549					
平成 22 年度 予算額	664,753					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	平成20年4月の御牧幼稚園で5歳児からの幼保一体的運営を実施するなど、成果目的は概ね達成できた。今後は、就学前教育の国の動向や社会情勢を見据えながら、各項目について検証し、本町の方向性を定めていく。 また、近隣市などで保育所に入所できない待機児童が発生している中、本町においては施設の収容人員や職員体制などを工夫し、全員入所を行い、保育ニーズに応じている。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	保護者の就労形態や家庭環境に関わらず、就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな進学を目指すため。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	子どもの将来の人数、施設の状況、幼児教育や保育に係る国の動向や社会情勢、老朽化した保育施設のあり方など多数の問題がある。				
	<観点>	保護者の就労形態や家庭環境に関わらず、就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな進学を目指すことから、総合施設化も見据えた幼稚園・保育所の運営を検討する。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	町内すべての校区において5歳児からの幼保一体的運営が計画的に実施され、保育所・幼稚園から小学校への接続・連携が強化されるなど就学前教育の充実が図られている。また、保育所の入所については、施設や職員体制の創意工夫により全員入所を行うなど保育ニーズに応えている。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	保育所・幼稚園の適正な運営に加え、就学前の子どもに保育・教育を等しく提供し、小学校へのスムーズな接続が図られていることから事務事業の構成・内容は妥当である。
その他意見等	保育所・幼稚園の教育・保育内容を統一的なカリキュラムで実施され、小学校へのスムーズな接続を図るとともに、子ども園制度など国の動向を見据えながら、施設の整備等について検討されたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 幼保一体的運営事業	任意自治	政策	幼稚園と保育所の5歳児を合同で教育・保育を行う。	32,829	33,013	B 全ての校区で5歳児が一体化したことにより、現状を再度検証し、今後の幼保一体化の方向性を定める。
② 未就園児保育事業	任意自治	経常	幼稚園で就園前の幼児に親子で遊ぶ機会を提供する。	489	465	B 月に1～2回園庭開放を継続実施。幼稚園行事などへも交流参加。
③ 幼稚園交流事業	任意自治	経常	3園年長児交流会、子ども音楽会などの園児の交流会を実施する。	0	421	B 3園交流会、音楽会等の継続実施。
④ 幼稚園施設整備事業	義務自治	政策	安全性などを考慮した環境整備の充実を図る(新增改築など)。	1,653	5,526	C 今後の幼保一体化の方針を踏まえて整備を行うため、安全上等最低限必要なものだけを実施する。
⑤ 保育所施設整備事業	義務自治	政策	安全性などを考慮した環境整備の充実を図る(新增改築など)。	4,603	2,266	C 今後の幼保一体化の方針を踏まえて整備を行うため、安全上等最低限必要なものだけを実施する。
⑥ 幼稚園施設維持管理事業	義務自治	経常	施設の適正な維持管理(修繕・保守点検など)。	7,237	7,596	C 今後の幼保一体化の方針を踏まえて整備を行うため、安全上等最低限必要なものだけを実施する。
⑦ 保育所施設維持管理事業	義務自治	経常	施設の適正な維持管理(修繕・保守点検など)。	11,312	9,932	C 今後の幼保一体化の方針を踏まえて整備を行うため、安全上等最低限必要なものだけを実施する。
⑧ 幼稚園運営事業	義務自治	経常	適正な運営維持(職員などの配置、備品購入など)。	165,147	165,754	B 職員の人事交流と職員配置の適正化を図り、より効率的で効果的な園所運営を図る。
⑨ 保育所運営事業	義務自治	経常	適正な運営維持(職員などの配置、備品購入など)。	398,734	404,622	B 職員の人事交流と職員配置の適正化を図り、より効率的で効果的な園所運営を図る。
⑩ 保育所給食運営事業	義務自治	経常	給食運営経費や給食材料費の支出、献立作成などを行う。	33,545	35,158	C 地場産食材の積極的な利用などにより一層の食育の推進を給食を通じ実施する。
決算額・予算額 計				655,549 0	664,753	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的な事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名: 2 学力の充実・向上

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課			
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり				
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する				
	節	第2節 学校教育				
成果目的	中学3年生の希望進路の実現を目指すとともに、自尊心・自律心を持ち、自ら未来を切り開く生徒、生きる力の基となる学力や人権感覚、健康と体力を備えた生徒の育成を目指す。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化など様々な課題が浮上している。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	心の教育、人間形成の基礎作りが極めて重要であることから平成18年に教育基本法が改正され、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から平成23年に学習指導要領が改訂されることになった。また、同法の改正に伴い、学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正され、教育の再生が図られている。					
主な事務事業の取組内容	小学校における少人数指導のための常勤講師の配置、中学校における少人数学級常勤講師の配置、学校図書館司書の配置、学校図書館図書蔵書数の充実整備、土曜塾の実施、教育活動推進計画の実施など					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 20	H 21	H 21	H 22	H 23
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
希望進路達成率(高校進学率)	%	99.2	—	98.6	—	99.0
図書標準達成率	%	53.6	57.5	60.7	67.0	73.0
土曜塾参加生徒数(延べ人数)	人	437	500	538	600	700
3. 施策の事務事業費						
(千円)						
平成 20 年度 決算額	48,537					
平成 21 年度 決算額	32,269					
平成 22 年度 予算額	34,682					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	教育活動推進計画事業として実施している幼・保から小学校への進級時の段差解消は効果が現れており、また小・中学校へ常勤講師を配置することより、学校全体が落ち着き、しいは学力向上に結びつくことから効果は大きい。また、土曜塾も定着しつつあると考える。図書標準については年次計画を基に充実を図っているところである。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	児童生徒の学力向上については、長期的に検証する必要があるが、現在の状況では妥当であると考え。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	平成20年7月に教育振興基本計画が策定され、今後10年間を通して目指すべき教育の姿が明らかにされ、取り組むべき施策が総合的・計画的に推進されることになった。今後は、学校だけでなく家庭や地域社会の教育力の向上に取り組まなければならない。				
施策の方向性	<観点>	希望進路の実現のためには、児童生徒の基礎学力の向上は急務であり、学力を保障する取組みの事業強化が必要である。また、生徒指導事象が多様化する中、少人数指導を実施することで生徒が落ち着き、しいは学力向上に結びつくことから指導性と指導支援は今後も必要と考える。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	中学3年生の希望進路の実現に向けて、幼保一体的な運営など就学前から教育の充実を目指し、小中学校においては、少人数指導や少人数学級の編制などにより学力の充実・向上が図られている。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	近年の希望進路の達成率などを検証する中、徐々にではあるが効果が現れるなど、基礎学力の定着に向けての多岐にわたる事務事業の構成・内容は妥当である。
その他意見等	社会情勢の変化などが教育環境に影響を与える中、あらゆる角度から検証・分析を行い、学校だけでなく家庭や地域社会の教育力向上に取り組まれ、一層の学力の充実・向上を望みます。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 児童生徒指導支援事業	任意自治	政策	小学校では小人数指導のための常勤講師、中学校では少人数学級編制のための常勤講師を配置し、学力・充実を図る。	17,903	19,397	B 国及び京都府の制度改正に応じて見直しが必要となるが、当面は現状維持とする。
② 学校図書館運営事業	任意自治	経常	図書館司書が児童への読み聞かせや図書蔵書整理など司書教諭の支援を行う。	4,141	4,426	A 図書館充実のため司書を増員し、各校1名の司書を配置する。
③ 教育活動推進計画事業	任意自治	政策	幼児児童生徒の生きる力の育成、幼保小中一貫の視点に立つ学力充実を目指し、特色のある本町カリキュラムの研究・検証を行う。	2,017	1,896	B 5年次計画の町指定校事業は今年度で終了するが、引き続き後期5年次計画を実施予定である。
④ 特色のある学校づくり実践研究補助事業	任意自治	政策	特色のある教育活動を展開するため、小・中学校において自発的・積極的な教育研究活動に対し、補助する。	753	752	B 教師力向上のため、教職員研修を各校で積極的に実施するため現状維持とする。
⑤ 学び推進事業	任意自治	政策	中学生の自主的な学習支援と基礎学力向上のため、アシスタントティーチャーを配置し、概ね月2回「土曜塾」を実施する。	3,112	3,836	C 生徒の参加率を上げるため事業内容について検証しながら継続実施する。
⑥ 教育委員会運営事務	任意自治	経常	学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他教材の取扱い及び教育委員の身分に関する事務を行う。	4,344	4,375	B 現在の事務事業を今後も推進する。
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				32,270 0	34,682	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名: 3 教育内容の充実

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課			
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり				
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する				
	節	第2節 学校教育				
成果目的	国際社会に生きる人材育成や高度情報化社会に対応した情報活用能力育成など個に応じた教育的ニーズに応えられる教育を推進する。また、就学指導や教育相談機能を充実し、児童生徒一人一人が自立し社会参加できる資質づくりや能力を育てる。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化など様々な課題が浮上している。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	心の教育、人間形成の基礎作りが極めて重要であることから平成18年に教育基本法が改正され、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から平成23年に学習指導要領が改訂されることになった。また、同法の改正に伴い、学校教育法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部も改正され、教育の再生が図られている。					
主な事務事業の取組内容	コンピュータ教室の充実、英語指導助手の配置、特別支援教育補助員の配置、教育相談など					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 20	H 21	H 21	H 22	H 23
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
教育相談件数	件	488	500	575	500	500
外国青年招致授業日数	日	200	200	200	200	200
コンピュータ教室整備率(整備校/学校数)	%	100	100	100	100	100
3. 施策の事務事業費						
(千円)						
平成 20 年度 決算額	55,967					
平成 21 年度 決算額	149,861					
平成 22 年度 予算額	53,810					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	A	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	国際理解教育や情報教育施設整備、教育相談事業については他市町と比較しても充実している。特別支援教育についても支援を要する児童生徒に対し、学校生活を円滑に送れるよう丁寧な支援を行っているところであり、いずれの事業も達成されている。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	すべての事務事業において妥当であると考える。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	文部科学省では、平成15年に「今後の特別支援教育のあり方」を発表。基本的方向として障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図った。今後は、ますます課題のある児童生徒が普通学級を希望することが予想されることから、担任だけでは丁寧な支援ができなくなる恐れがある。				
	<観点>	これまでも支援を要する児童生徒に対し、補助員を配置してきたところであるが、1対1では対応しきれなくなることが予想されるため、学校を支援する体制を確立することが必要である。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	国際理解、情報、特別支援教育や教育相談事業については、当初の目的どおり達成されていると思いますが、一層の充実を図るため積極的に推進願います。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	国際理解教育については、今後、アジア地域の台頭から国際共通語の英語に加え、中国語やロシア語などを取り入れた学習機会の提供やアジア理解の教育も必要と思われます。
その他意見等	情報教育機器の整備については、計画的に進めるとともに、情報管理の徹底を図られたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 国際理解教育推進事業	任意自治	経常	外国人指導助手による英語指導を取り入れた学習機会を提供し、国際理解教育を推進する。	19,477	22,242	C 近い将来、人材を確保し、直接雇用による事業推進を図っていききたい。
② 学校情報教育環境整備事業	任意自治	経常	情報教育を推進するため、校内LANを整備し、コンピュータ教室に1人1台の利用環境を整える。また、セキュリティポリシーの樹種に向けた職員室の整備を行う。	109,096	8,311	B 平成21年度に国のICT整備補助金により整備を行ったため、22年度以降は保守のみの現状維持とする。
③ 特別支援教育補助員配置事業	任意自治	経常	特別に支援を要する児童生徒に対し、補助員を配置する。	7,482	8,630	C 学校を支援する体制作りを検討する。
④ 教育相談事業	任意自治	経常	中が校及びびゅうホールに教育相談員を配置し、教育相談等を行う。	13,806	14,627	C 実施頻度や活動内容については、需要数に応じて今後検討を行う。
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				149,861 0	53,810	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名： 4 教育施設・環境の整備

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課				
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する					
	節	第2節 学校教育					
成果目的	安全で安心して学べる教育環境づくりを推進するため、小・中学校施設の整備や学校教育教材備品の充実に努めるとともに、児童生徒の安全を確保するため、交通指導員や安全パトロール員の配置を行う。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるだけでなく、地震発生時などには地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保は重要である。また、児童生徒・教職員が被害者になる事件が多発しており、より安全で安心な学校づくりが求められている。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	上記の課題に対応するため、文部科学省では平成15年に学校施設耐震化推進指針を定めるとともに、平成18年には安全・安心な学校づくり補助金制度を設け、学校施設の整備の推進を図っている。						
主な事務事業の取組内容	学校施設の維持管理、学校施設整備、学力向上のための教材整備、児童生徒の安全確保のための交通指導員・安全パトロール員の配置、教育の充実に図るため各種研究会に対する負担金・補助金の交付、学校給食運営。学校保健						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 20 実績値	H 21 計画値	H 21 実績値	H 22 計画値	H 23 計画値
耐震化率		%	46.2	53.8	53.8	53.8	69.2
理科備品達成率		%	42.8	50.0	50.7	52.5	54.0
—							
3. 施策の事務事業費							
		(千円)					
平成 20 年度 決算額	267,182						
平成 21 年度 決算額	871,997						
平成 22 年度 予算額	600,756						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 * : 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	学校施設整備や施設維持のために必要な委託等については、計画的に実施している。また、学力向上のための教材・理化学備品整備についても計画的に整備を行っている。その他事業についても成果目的は概ね達成されていると考える。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	児童生徒の安全確保や質の高い教育を行う環境を整えるためにはこれらの事務事業は必要である。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	地震等災害発生時に対応した施設整備が早急に望まれる。また、近年、学校施設内や登下校時に児童生徒・教職員等が事件・事故に巻き込まれる事象が発生しているため、多岐に渡る安全確保や対策を講ずる必要がある。					
施策の方向性	<観点>	平成24年度までに耐震補強を実施し、施設の適正な維持管理を行い、児童生徒・教職員等の安全確保を図るとともに、地震等災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから早期に施設の整備を図る。					

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	安全で安心して学べる教育環境づくりを進めるため、計画的に整備が行われているなど、成果目的は概ね達成されていることから妥当である。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	学校施設の耐震化や児童生徒の事件・事故の防止や、安全で安心できる教育環境づくりの取り組みがなされており、事務事業の構成・内容は妥当である。
その他意見等	学校施設は児童生徒の生命を預かる場であることと地域の防災拠点となることから一刻も早い耐震化を望みます。また、昨今、学校管理下でのケガが多数報告される中、さらなる事故防止策を講じられたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 学校施設維持管理事業	任意自治	経常	学校施設の管理上必要な専門業務を委託し、施設の適正な維持管理を行う。	55,599	59,254	B 計画どおりに実施するが、光熱水費等については節約を徹底する。
② 学校施設整備事業	任意自治	政策	小・中学校施設の改修等を行い、教育環境の整備・充実に努める。	756,976	483,041	B 計画どおりに実施する。
③ 学力向上教材整備事業	任意自治	政策	教材備品や理科備品、学力診断テスト費用	13,213	7,722	B 今後も計画的な整備を行う。
④ 交通指導員・安全パトロール員配置事業	任意自治	政策	児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通指導員・安全パトロール員を配置する。	7,093	7,441	B 安全パトロール員と見守り隊・PTAらとの協力体制を確立する。
⑤ 学校運営補助事業	任意自治	経常	教育の充実に資するため、各種研究会等に対し補助する。	1,541	1,599	B 具短金的要素が強いため、補助金等の見直し検討は困難である。
⑥ 学校給食運営事業	任意自治	経常	学校給食の適正な運営を維持・継続するため、給食調理員を配置し、施設改修や設備の保守点検及び修理、備品等の購入を行う。	24,835	28,371	B 今後も学校給食の適正な運営を維持するとともに、安心して安全な材料の調達と地産地消に努める。
⑦ 学校保健事務	任意自治	経常	学校医、学校歯科医等を委嘱し、児童生徒及び教職員の健康診断を行う。	12,740	13,328	B 児童生徒及び教職員の学校保健事業は法律で定められているため、今後も適正に実施する必要がある。
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				871,997 0	600,756	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名: 5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課			
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり				
	章	第1章 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進する				
	節	第2節 学校教育				
成果目的	学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校づくりを通して教育の活性化を図る。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	急激な社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を与え、基本的な生活習慣の乱れや学習意欲の低下、不登校、更には自制心や規範意識の低下による少年犯罪の低年齢化など様々な課題が浮上している。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	学校内外において、児童生徒が被害者になる事件が発生しており、また、社会情勢の変化が子どもたちの教育環境や育ちについても影響を及ぼしている今日、子どもたちの社会規範意識の醸成を学校のみならず、地域社会全体で育てていこうとする気運が生まれている。					
主な事務事業の取組内容	中学校クラブ活動ボランティア推進事業、生徒指導地域づくり連絡会の運営、学校評議員の設置事業、学校運営協議会の設置事業					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 20 実績値	H 21 計画値	H 21 実績値	H 22 計画値	H 23 計画値
中学校クラブ活動支援率	%	100	100	100	100	100
学校評議員の設置校(園)	校	5	7	5	6	5
学校運営協議会の設置校	校	—	—	—	1	2
3. 施策の事務事業費 (千円)						
平成 20 年度 決算額	1,030					
平成 21 年度 決算額	1,024					
平成 22 年度 予算額	1,855					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	A	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てるという気運は高まってきているため、成果目的は達成されている。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	中学校のクラブ活動ボランティア事業については、社会人等に協力いただくことでクラブ活動の活性化を図ることができたため、成果はあると考える。また、学校評議員制度から学校運営協議会制度へ順次移行していくことで、より一層地域住民の参画が期待できるため今後も推進していきたい。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	学校運営協議会の運営経費が町単費となるため、経費の検証が必要である。				
施策の方向性	<観点>	中学校のクラブ活動ボランティア事業については、社会人等に協力いただくことでクラブ活動の活性化を図ることができるため、今後も引き続き実施したい。また、学校評議員制度から学校運営協議会制度へ順次移行していくことで、より一層地域住民の参画が期待できるため、今後も推進していきたい。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	学校・家庭・地域社会が一体となった地域に根ざした開かれた学校づくりに向けて、引き続き積極的に推進願います。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	学校運営協議会事業の本格実施に伴い既存事業を発展的に解消されるなど、事務事業についても一定整理されている。引き続き、地域に根ざした開かれた学校づくりに向けて鋭意取り組んでいただきたいと思います。
その他意見等	地域のコミュニティを活用し、学校・家庭・地域社会が一体となった地域に根ざした特色ある開かれた学校づくりは大変有意義であります。委員構成や権限など運営面における一層の配慮工夫を望みます。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度		
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針	
① 生徒指導地域づくり連絡会支援事業	任意自治	政策	児童生徒が健全にかつ安心して学校や家庭生活を送れるよう、学校・地域が情報交換を行い、地域社会の教育力向上に向けて活動を行う。	784	784	F	今後中学校の学校運営協議会設置に伴い、発展的解消とする。
② 学校評議員の設置事業	任意自治	政策	開かれた学校づくりを目指して、委嘱された地域の住民が学校運営等に対して助言を行う。	17	38	F	今後は学校運営協議会制度への移行を推進するため、将来的には廃止とする。
③ クラブ活動ボランティア推進事業	任意自治	政策	中学校のクラブ活動を支援するため、社会人等の指導者に協力をいただく。	223	244	B	当面は現内容で実施する。手法やコストについては今後検証し、必要に応じて見直しを行う。
④ 学校運営協議会事業	任意自治	政策	幅広い分野から教育に関する理解及び識見を有する人を委員として委嘱し、学校の教育目標や経営方針、教育課程の編成に関する基本方針について参画いただく。		789	新	小・中学校では順次本格実施する。
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
決算額・予算額 計				1,024 0	1,855		

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託：法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治：義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治：任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策：政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
經常：經常的事務事業(主に義務的、經常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新：新規事業
A：拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B：現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C：見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D：縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E：統合(今後、他事務事業と統合)
F：終了・休止・廃止

施策名: 6 青少年の健全育成

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課				
総合計画上の位置付け	編	第3編 豊かな心とたくましく生きる力を育む教育のまちづくり					
	章	第2章 青少年を健やかに育て、守るための環境をつくる					
	節	第1節 青少年育成					
成果目的	地域社会に関心を持ち、お互いに交流しながらさまざまな活動に積極的に参加し、主体的に行動できる青少年の育成に努める。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	社会環境の著しい変化など、青少年を取り巻く環境は厳しい状況にあり、非行や凶悪犯罪の増加、低年齢化などが大きな社会問題となっており、心豊かで健康な青少年の育成を図るには学校、家庭、地域、関係機関が連携することが大切である。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成14年度からゆとり教育の一環として学校週5日制が実施された。24時間営業店舗の増加など社会環境の悪化。						
主な事務事業の取組内容	青少年健全育成協議会補助事業、子ども居場所づくり事業、子どもセンター協議会活動支援事業						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 20 実績値	H 21 計画値	H 21 実績値	H 22 計画値	H 23 計画値
青少協宿泊体験活動参加者		人	46	50	48	50	50
子ども居場所づくり事業開催地域		地域	1	2	3.0	3.0	3.0
子ども広場参加者		人	500	500	500	500	500
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 20 年度 決算額	5,264						
平成 21 年度 決算額	5,640						
平成 22 年度 予算額	5,886						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	青少年健全育成協議会は、青少年の健全な育成を目的に、地域住民や学校などと連携を図りながら活動をしており、行政を十分補完していると思われるため成果目的は達している。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	A	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	青少年健全育成協議会が企画し実施する子ども活動支援事業は定着しており、事業によっては抽選にて参加者を決定するほどの好評を得ている。定員を定め事業を実施するよりも、より多くの子どもに参加してもらえるよう受入体制及びボランティア体制について検討が必要である。平成20年度からは「子ども居場所づくり事業」を地域との連携によって実施するなど、子ども活動支援に努めている。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	平成19年に犯罪を犯した少年に対する刑罰を定める「少年法」の改正がされるなど、今後も非行や凶悪犯罪の増加や低年齢化などが進むと思われる。					
施策の方向性	<観点>	地域が子どもを育てやすい社会環境の整備や非行防止活動を推進し、青少年等がさまざまな活動を通じて協調性や社会性を養うことができるよう青少年の健全育成に取り組む協議会への支援は重要である。また、「子ども居場所作り事業」を実施する地域の拡大のため、情報提供等に努める。					

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	地域社会が希薄化する中、子ども居場所づくり事業は、成果目的に合致し、大変有意義なものであることから、事業開催地域の拡充に向けて一層の推進を望みます。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 A 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	事務事業の構成・内容は妥当であるが、地域に根ざした文化や祭事などを活用して、青少年の積極的な参加を図られたい。
その他意見等	地域社会のつながりの希薄化や青少年を取り巻く社会環境が悪化する中、大型店やコンビニでの夜間のたむろや徘徊の防止対策などを講じること。また、地域のコミュニティの再生のためにも、地域に根ざした文化や祭事などを活用し、青少年の参加や遊びの体験・交流・学びを通して、公共性を育むなどその健全育成を図られたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 社会教育団体(青少年育成等)補助事業	任意自治	経常	社会教育団体組織運営に対し、経費の一部を補助する。青少年健全育成協議会運営費補助。子どもセンター協議会の事業活動支援。	4,440	4,450	B 今後も事業を推進する
② 子ども居場所づくり事業	任意自治	政策	放課後や土日等に公民館等を子どもの安全な活動の場の拠点とし、情報提供や「まなび教室」を開催する。	1,200	1,436	B 実施箇所(地域)の拡大
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				5,640 0	5,886	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名: 7 生涯学習の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課			
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり				
	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する				
	節	第1節 社会教育				
成果目的	「生涯学習推進計画」に基づく、生涯学習の推進体制の強化や活動支援、指導者等の育成、学習施設の充実、多彩な学習プログラムの整備を図り、生涯学習のまちづくりを推進する。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	人同士が社会において共生、共存する心を養うことやゆとりと生きがいのある人生を送るためますます高まる住民の学習意欲にこたえるため、推進・連携体制の整備、人材の育成、生涯学習関連施設の充実、学習成果を発表できる機会の確保の充実などが求められている。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	昭和50年中央公民館開館。平成11年ふれあい交流館「ゆうホール」及び図書館を開館。同年(財)久御山町文化スポーツ事業団が設立され、文化スポーツ施設の管理委託と生涯学習事業を実施。平成18年度より指定管理者制度で実施。平成16年「生涯学習推進計画」を策定する。					
主な事務事業の取組内容	ふれあい交流館運営、中央公民館運営、図書館運営、成人式、町民文化祭、いきがい大学					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 20 実績値	H 21 計画値	H 21 実績値	H 22 計画値	H 23 計画値
成人式参加者数	人	113	150	73	150	150
町民文化祭来場者数	人	4,000	5,000	4,000	5,000	5,000
いきがい大学参加者数	人	2,570	3,000	2,507	3,000	3,000
3. 施策の事務事業費 (千円)						
平成 20 年度 決算額	183,598					
平成 21 年度 決算額	160,471					
平成 22 年度 予算額	170,423					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	生涯学習の日々の成果の発表の場として毎年「町民文化祭」を開催することで、活動支援をしている。生涯学習の場の提供として、年間を通じて多種多様な事業を実施する。また、指定管理者により生涯学習施設の適正な管理運営が行なわれており、成果目的は達成されている。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	生涯学習を推進するために、住民の方々のニーズに応えた教室・講座の開設や学習活動の提供の場となる施設の充実に努めている。そして、日々の学習成果の発表の場である「町民文化祭」の開催については、文化祭実行委員会が中心となり住民の方々の協力を得て運営しており、毎年好評を得ている。また、蔵書計画に基づく計画的蔵書に努めており、利用者サービスの向上及び効率化に努めた。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	本町においても高齢化が進み、長寿社会が到来するであろう今日において、住民の方々の自由な時間の心の充足や自己実現の可能性をいかに生涯学習として支援していくかが問われる。				
施策の方向性	<観点>	人々がさまざまな学習や経験を通じて知識や技能を磨き、生きる力やゆとりある人生をおくることができることを考える。そのためにも、住民と行政が連携を図り、誰もが参加できる学習の機会を充実する必要がある。また、学習活動の提供の場となる施設の充実をすることも重要である。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 () 』が妥当である
	引き続き、生涯学習の推進体制の強化や活動支援、指導者の育成に努めるなど生涯学習環境の充実に努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 () 』が妥当である
	事務事業の構成・内容は妥当であるが、図書館運営事業については、地元地域の特色を活かした地方史関係書籍の収集や閲覧コーナーの設置や図書検索システムの充実、国立国会図書館の活用を促進などを図られたい。
その他意見等	地域住民に愛され、親しまれる生涯学習環境の充実に努められたい。 また、図書館運営にあたっては、図書館ネットワークの積極的な活用により、より一層の充実に図られたい。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① ふれあい交流館運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	60,187	64,342	B 改修等による施策の充実
② 生涯学習推進事業	任意自治	経常	生涯学習推進計画に基づく、生涯学習の町づくりを進める事業の企画実施。	130	222	C 推進計画の進捗確認
③ 成人式実施事業	任意自治	政策	20歳の門出を祝い、記念するため成人の日に式典等を行なう。	3,681	3,705	B 広報等による周知の徹底
④ 中央公民館運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	34,651	35,637	B 改修等による施策の充実
⑤ 図書館運営事業	任意自治	経常	図書資料の計画的な購入を行ない、蔵書の充実及び利用者の促進を図る。	53,719	57,019	B 蔵書の充実及び利用者の促進
⑥ 町民文化祭事業	任意自治	経常	住民手作りの作品展示、諸芸能の発表により、住民相互の親睦を深め、文化の向上を図る。	4,379	4,771	C 運営方法等の検討
⑦ いきがい大学実施事業	任意自治	政策	生涯学習の機会の提供を行なうため開催する。	3,724	4,727	C 運営方法等の検討
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				160,471 0	170,423	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名: 8 スポーツ活動の振興

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課			
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり				
	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する				
	節	第2節 スポーツ				
成果目的	スポーツ施設の充実や指導者、関係団体等の育成など、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努める。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	スポーツ・レクリエーションに対する住民のニーズが高まるなかで、各種大会や教室を開催するが、人口減少と少子高齢化により参加人数が減少傾向にある。今後も住民がスポーツに参加できる機会の提供やスポーツ団体の育成、ニュースポーツの普及をより進めることが必要である。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	昭和61年町民プール、平成4年総合体育館を建設。昭和63年9月町体育協会発足。					
主な事務事業の取組内容	体育協会補助事業、スポーツ指導者バンク設置事業、くみやまマラソン大会支援事業、町民運動会等体育大会事業、総合体育館・町民プール運営					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 20 実績値	H 21 計画値	H 21 実績値	H 22 計画値	H 23 計画値
指導者バンク派遣事業参加者	人	862	800	500	600	600
町民運動会自治会参加数	数	30	30	26	30	30
くみやまマラソン申込者数	人	2,153	2,000	2,170	2,000	2,000
3. 施策の事務事業費 (千円)						
平成 20 年度 決算額	95,676					
平成 21 年度 決算額	93,785					
平成 22 年度 予算額	102,804					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	年間を通じて子どもから高齢者まで気軽に楽しめる事業を実施しているが、事業内容によっては参加人数のばらつきがあるものの、住民間で交流・親睦が図られる場の提供ができているものと考え成果目的を果たしている。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	以前は各種大会や教室を開催しても、人口減少と少子高齢化により参加人数が減少傾向にあったが、現在は体育指導委員が中心となり、活動している結果として参加者が増えてきている。また、ニュースポーツの振興にも力をそそぐなど、体育指導委員の役割は大きい。体育協会や関係機関が協力して開催する「くみやまマラソン」は年々参加者が増加するほど好評を得ているが、その反面、運営費の捻出や受入体制をより強化するなど問題が明らかとなり、検討する必要がある。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	長寿社会となり、元気に暮らすためには日々の健康づくりが大切となる。そのためにも、ニュースポーツをはじめスポーツの振興が重要となる。				
施策の方向性	<観点>	誰もが気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりを進めるため、住民が主体となった地域スポーツの指導者やスポーツ団体の育成を図る。また、提供の場となるスポーツ施設の経年化に伴う修繕工事等への対応が急務となる。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	スポーツ指導者、関係団体等の育成などにより、子どもから高齢者まで気軽に楽しめる生涯スポーツの振興に努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	くみやまマラソンを通じて全国に久御山町を発信されている。運営にあたっては、地域住民や関係団体から多数ボランティアとして参加されるなど大変有意義である。
その他意見等	少子高齢化が進む中、子どもから高齢者まで世代を超えて気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図られたい。また、町民運動会の運営にあたっては、関係機関と十分協議を行い、一層の充実を図られたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 社会体育活動支援事業	任意自治	経常	地域・生涯スポーツの振興を支援する。体育協会運営費補助。	16,851	18,324	B 機会の提供
② 総合体育館運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	66,863	68,286	B 改修等による施設の充実及び機器の更新
③ 町民プール運営事業	任意自治	経常	適正な施設の管理運営と生涯学習事業の実施。	912	6,589	B 改修等による施設の充実
④ くみやまマラソン大会支援事業	任意自治	経常	健康の保持増進を図るとともに、相互の交流を深め、より充実した大会とするため、実施委員会に補助する。	3,872	3,980	B ボランティアスタッフや協賛企業の開拓
⑤ 町民運動会等体育大会事業	任意自治	経常	スポーツの振興と交流・親睦の機会を提供するため、各種スポーツ大会を実施する。	5,287	5,625	B 広報等による周知の徹底と体育振興会との連携強化
⑥			・町民運動会 ・スポーツレクリエーション祭 ・スポーツフェスティバル ・小学生ドッジボール大会 ・出前教室			
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				93,785 0	102,804	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名： 9 歴史文化の継承と活用

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課			
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり				
	章	第1章 世代を超えて参加できる生涯学習を推進する				
	節	第3節 文化				
成果目的	歴史文化の保存・継承とその活用を図るとともに、芸術・文化にふれ合える機会の充実に努めるなど、文化の香り高いまちづくりを目指す。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	町文化財保護条例により文化財の指定を行ない地域文化財の保護に努める。そして、住民のふるさと意識やふるさとへの愛着を深めていただくための教室を開催するなど、すべての住民がさまざまな芸術文化にふれあえるような文化活動を支援する必要がある。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成5年「久御山町文化財保護条例」策定。					
主な事務事業の取組内容	文化財保護事業・社会教育団体補助事業、郷土学習支援事業(ふるさと教室、ジュニアふるさと教室)					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 20	H 21	H 21	H 22	H 23
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
町指定文化財	件	9	10	6	10	10
ふるさと教室参加者	人	102	120	111	120	120
ジュニアふるさと教室参加者	人	48	60	16	60	60
3. 施策の事務事業費						
		(千円)				
平成 20 年度 決算額	6,051					
平成 21 年度 決算額	6,425					
平成 22 年度 予算額	17,892					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	ふるさと教室やジュニアふるさと教室は生涯学習推進のひとつの事業であり、郷土への関心とふるさと愛護や住民の文化活動への支援を行っている。また、文化にふれる機会として、町民文化祭開催の時期に合わせて祭礼装束を展示を企画した。町の貴重な文化財である出土品の新たな保管場所である保管庫建設にかかる設計業務を行うなど、歴史文化の保存と継承に努めた。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	C	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	平成20年度にを町指定文化財として認定した「銅鏡」を活用するなどし、芸術・文化にふれ合える機会の充実にして教室を開催してするが、参加年齢の定着化が見られるため、幅広い年齢層に参加いただける興味ある教室とするための工夫がより一層必要である。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	有形・無形文化財等の発掘と適正保存の指導。				
施策の方向性	<観点>	地域固有の歴史文化を守り育てていくため、それら資源を保存活用するとともに継承するための補修、修理に対する補助金制度の周知が必要である。また、歴史文化の研究活動等を支援することが重要である。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	歴史文化の保存・継承・活用が重要である。歴史文化にふれ合える機会の充実に一層努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	生涯学習と併せた歴史文化にふれ合える機会の創出など創意工夫を図られ、町の伝統や文化を継承していく熱意が生み出されることを望みます。
その他意見等	町の特徴である巨椋池の歴史文化を山田家の長屋門や東一口の桜並木と併せて活用するとともに、図書館に巨椋池に関する専門コーナーを設置するなど歴史文化にふれ合える機会の充実に望みます。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 文化財保護事業	義務自治	経常	文化財の調査・保護及び活用を行なうことにより、愛護思想の啓発を進める。	5,348	16,723	B 文化財の調査・保護及び活用
② 歴史文化推進事業	任意自治	経常	文化財等の保存活動の社会教育団体の組織運営に対し、経費の一部を補助する。また、住民のふるさと意識やふるさと愛着を深めていくための教室等を開催。 ・ふるさと教室 ・ジュニアふるさと教室 ・郷土史会等補助金	1,077	1,169	C 運営補助継続と運営方法等の検討
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				6,425 0	17,892	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名: 10 人権・平和教育の推進

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課				
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり					
	章	第2章 すべての人権が尊重されるまちをつくる					
	節	第1節 人権・平和					
成果目的	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民一人ひとりの問題として、人権と平和を尊重する社会を構築する。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進など住民一人ひとりの問題として、人権と平和を尊重する社会を構築する。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成元年「平和都市宣言」及び「人権教育のための国連10年久御山町行動計画」を策定。						
主な事務事業の取組内容	人権啓発研修会、人権・平和学習ライブラリー事業、平和学習(広島派遣)事業、平和ポスター募集事業						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 20 実績値	H 21 計画値	H 21 実績値	H 22 計画値	H 23 計画値
平和学習事業参加者		人	32	70	45	70	70
平和ポスター応募件数		点	131	80	132	80	80
人権啓発研修会開催回数		回	2	1	2	1	1
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 20 年度 決算額	4,544						
平成 21 年度 決算額	4,944						
平成 22 年度 予算額	4,993						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	児童・生徒を被爆地広島へ派遣する「平和学習事業」を実施することで平和教育を推進することができた。平和都市宣言の精神をふまえた絵画展等を開催。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	C	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	児童・生徒に対して平和教育を推進することを目的に「広島派遣事業」などを実施し、その学習の成果を終戦記念日において発表している。平和への願いが自分の意見としてしっかりと述べられており、この派遣事業がもたらす効果が非常に大きいものであると考える。しかし、人権啓発研修会等については、予算は計上するものの町人権対策本部での人権啓発推進計画事業として実施されており、予算計上について今後は見直しが必要である。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点> 平成18年に社会情勢を鑑み策定された「久御山町人権教育・啓発推進計画」に基づく事業の検討が重要である。						
施策の方向性	<観点> 人権問題の解決に向け、同和問題をはじめとした各種人権問題の正しい理解と認識を深めるための学習機会を拡充し、人権意識の高揚を図る。また、人権教育を効果的に推進するため学校及び関係機関と連携した総合的な取り組みの促進に努める。						

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	平和理念の啓発や平和教育の推進事業である「小中学生の広島派遣」は、平和意識が醸成される素晴らしい体験事業であり、今後も継続して取り組まれない。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	事務事業の構成・内容については、人権・平和を所管する主管課との調整が必要と思われる。また、教育現場での平和教育のあり方などについて検討されたい。
その他意見等	人権・平和教育については、その時々具体的な問題(例えば沖縄基地や国の安全保障の問題など)に積極的に取り組むとともに、人権啓発活動や相談体制の充実、平和理念の啓発や平和教育、人権教育の推進を引き続き継続されたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 人権教育推進事業	任意自治	経常	人権問題等の差別意識の払拭、人権意識の高揚を目指し、研修会の開催や人権ビデオを図書館に設置する。 ・人権啓発研修会 ・人権学習ライブラリー事業	1,415	1,420	C 人権啓発事業の一本化
② 平和学習推進事業	任意自治	政策	「平和都市宣言」の理念を尊重し、小・中学生を被爆地広島へ派遣する。また、平和ビデオを図書館に設置する。 ・広島派遣事業 ・平和ポスター募集事業 ・平和学習ライブラリー事業	3,529	3,573	B 参加基準の検討
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
決算額・予算額 計				4,944 0	4,993	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

- 法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
- 義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
- 任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

- 政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
- 経常: 経常的・事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

- 新: 新規事業
- A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
- B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
- C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
- D: 縮小(予算、事業内容や規模を縮小)
- E: 統合(今後、他事務事業と統合)
- F: 終了・休止・廃止

施策名: 11 男女共同参画社会の実現

1. 施策の基礎情報		担当課	社会教育課			
総合計画上の位置付け	編	第4編 お互いを尊重し、豊かな文化あふれる風土づくり				
	章	第2章 すべての人権が尊重されるまちをつくる				
	節	第2節 男女共同参画				
成果目的	「男女共同参画プラン」に基づき、性差意識改革や男女平等の教育を推進し、女性も参画できる社会環境をつくり、男女がその能力と個性を發揮し、お互いを尊重し合える参画社会の実現を目指す。					
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度					
総合計画策定時の課題	女性の地位向上と男女平等の実現に向けての取り組みが社会のさまざまな分野で進められているが、人々の意識のなかには、性別による固定的な役割分担意識や古い社会制度・慣行は根強く残り、女性の人権や多様な生き方を保障するうえでの妨げとなっているため、男女共同参画社会の実現の視点から事業の企画・実施が重要な課題である。					
現在までの社会情勢・法制度の変化	平成11年「男女雇用機会均等法」改正。同年「男女共同参画社会基本法」が施行。平成14年「久御山町男女共同参画プラン」策定。その後、平成16年「久御山町男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会実現に向けての取り組んでいく決意を表明。					
主な事務事業の取組内容	男女共同参画推進懇話会、男女共同参画セミナー、男女共同参画フォーラム 男女共同参画推進のための標語募集事業、女性のための相談事業、地域男女共同参画推進事業					
2. 施策の指標						
施策指標名(算定式)	単位	H 20	H 21	H 21	H 22	H 23
		実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
講座等参加者	人	86	110	81	110	110
推進のための標語募集	句	132	100	122	100	100
女性のための相談件数	件	21	48	20	48	48
3. 施策の事務事業費		(千円)				
平成 20 年度 決算額	4,438					
平成 21 年度 決算額	4,222					
平成 22 年度 予算額	4,370					
4. 施策の評価						
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	C	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。			
	<観点>	性差意識改革や男女平等の教育や女性が参画しやすい社会環境づくりを推進するため講座などを開催するが参加人数の数値は伸び悩んでおり、達成度は高いとは言えない。				
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	C	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。			
	<観点>	男女共同参画社会の実現の視点から事業の企画・実施が重要な課題でもあり、男女共同参画推進懇話会委員の協力のもと、関係機関と連携をしつつ事業を推進していくこととする。				
5. 施策の今後の方向性						
今後発生が予測される課題	<観点>	平成21年3月京都府において「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が改訂された。また、平成20年1月に改正DV法が施行されたことにより、今後本町においても計画の策定等が重要な課題となる。				
施策の方向性	<観点>	講演会・各種講座を開催し意識改革を推進する。そして、女性の人権の尊重や男女平等の視点に立った社会を構築するためにも、男女共同参画意識の高揚を図る。				

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	男女がその能力と個性を發揮し、お互いを尊重し合える参画社会が実現しつつありますが、誤った理解や古い社会制度・慣行が妨げとなっていることから、引き続き創意工夫し普及啓発に努められたい。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 C 』は、 (●) 妥当である () 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	人権啓発や人権相談事業と重複する事業も見受けられることから、全庁的な体制整備や事務事業の見直しなどで施策の充実を図られたい。
その他意見等	学校・職場・地域社会が連携して、歴史・文化における社会的な性差意識の概念を正確に把握し、男女共同参画社会の実現に取り組まれたい。

(参 考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 男女共同参画社会推進事業	任意自治	政策	男女平等と共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランに基づき各種事業を実施する。	4,222	4,370	C 広報等による周知の徹底
②			・男女共同参画推進懇話会 ・男女共同参画セミナー ・男女共同参画フォーラム ・男女共同参画推進のための標語募集事業			
③			・地域男女参画活動支援事業 ・女性のための相談事業			
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
決算額・予算額 計				4,222 0	4,370	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めがなく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
經常: 經常的・事務事業(主に義務的、經常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

施策名: 12 子育て支援の充実

1. 施策の基礎情報		担当課	学校教育課・社会教育課				
総合計画上の位置付け	編	第5編 結び合いが支える福祉と健康づくり					
	章	第2章 安心して子どもを産み育てることができるまちをつくる					
	節	第1節 子育て支援					
成果目的	未来を担う子どもたちが心身ともに健康に育ち、保護者が安心して働ける環境や、喜びを感じ、期待を持って楽しく子育てができるまちを目指す。						
施策の実施期間	平成 18 年度 ~ 平成 27 年度						
総合計画策定時の課題	都市化、核家族化、少子化、情報化の進行といった社会状況の変化は、子どもを取り巻く直接的な環境である家庭や親の意識、地域社会にも影響を及ぼし、子育てを他者に依存しようしたり、育児に不安を抱くなど、親、家庭での教育力の低下や近隣の連帯感が薄れ地域の教育力も低下している。						
現在までの社会情勢・法制度の変化	上記のような状況の中、国においては「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」に加え、「少子化対策プラスワン」の策定など子育てを社会・地域全体で支援していく仕組みづくりを進めるとともに、少子化対策として、「次世代育成支援推進法」の制定や「児童福祉法」の改正が行われている。						
主な事務事業の取組内容	働きながら子育てができるような支援の充実に努めるとともに、みんなで子育てを支える環境を整えています。具体的には、就労形態に見合った保育サービス(預かり保育、一時保育や仲よし学級など)の運営を行うとともに、小中学校の学校教育における費用の補助や生活支援が必要な者に対し学用品費などの助成を行い保護者負担の軽減を図っている。						
2. 施策の指標							
施策指標名(算定式)		単位	H 20 実績値	H 21 計画値	H 21 実績値	H 22 計画値	H 23 計画値
預かり保育(幼稚園)利用者数		人	2,671	2,200	1,823	2,200	2,200
一時保育(保育所)利用者数		人	91.0	75.0	123.0	75.0	80.0
仲よし学級(小学校)通級者数		人	182	221	166	221	221
3. 施策の事務事業費 (千円)							
平成 20 年度 決算額	117,726						
平成 21 年度 決算額	88,069						
平成 22 年度 予算額	97,619						
4. 施策の評価							
成果目的の達成度	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 達成されている。 B: 概ね達成されている。 C: あまり達成されていない。 D: 達成されていない。 *: 指標が設定できないため一概に評価できない。				
	<観点>	就労形態に見合った保育サービスの提供や多様な保育ニーズへの対応、また、放課後児童の居場所の確保などに取り組んでいる。とりわけ近隣市などで保育所に入所できない待機児童が発生する中、本町においては施設の収容量や人員体制などを工夫し全員入所を行いニーズに応えているところである。					
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度(平成 21 年度)評価	B	A: 妥当である。 B: 概ね妥当である。 C: 一部不十分であり見直しの必要がある。 D: 不十分であり見直しの必要がある。				
	<観点>	すべてのニーズに応えられていないが、裏面の主な事業については、支援体制の充実などにより、保護者から一定理解を得ている。					
5. 施策の今後の方向性							
今後発生が予測される課題	<観点>	少子高齢化、急速な景気の低迷などといった社会情勢の変化により、就労形態がますます不安定な状況に推移していくと思われる。このように先行き不透明な中、現在、本町東部地域において就学援助を受ける準要保護世帯が増加傾向にあるが、さらに増えることも懸念されることから、総合的な支援体制が必要にある。					
施策の方向性	<観点>	引き続き、働きながら子育てができるような支援の充実に努めるとともに、後期の次世代育成行動計画策定に伴うニーズ調査結果などを十分検討し、より良い施策を講じて、住民全体で子育てを支える環境を整えていく。また、社会情勢や近隣市町の動向を見据え他市町に比べ優れている学校保護者費用の負担軽減事業などの補助金の見直しを検討していく必要がある。					

外部評価委員会評価結果

◆ 町が評価した上記「4. 施策の評価」の妥当性について評価します

成果目的の達成度	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	保護者が安心して働けるよう就労形態に見合った保育サービスの提供や学校教育における費用を補助するなど保護者負担の軽減が図られている。
事務事業の構成・内容の妥当性	前年度評価『 B 』は、 (●) 妥当である (○) 妥当ではない ⇒ 前年度評価『 』が妥当である
	保護者のニーズに応じた保育サービスの提供や保護者負担軽減策など、きめ細かい子育て支援事業が行われています。これらの事業については、今後とも町の独自施策として実施していくうえで、機会あるごとに保護者などへ一層の周知を図られたい。
その他意見等	国の子育て支援策を見据えながら、町独自の保護者負担軽減策の見直しも必要であると思います。また、応分の受益者負担も当然であり、自助努力や補助金の意味・趣旨を理解いただく中で子育て支援の充実を図られたい。

(参考)

施策を構成する事務事業の取組方針等

(千円)

事務事業名	区分1	区分2	事務事業の概要	平成 21 年度	平成 22 年度	
				決算額 (人件費含む決算額)	予算額	取組方針
① 学校就学援助事業	義務自治	経常	生活保護基準の1.3倍未満の世帯に対し、学用品費・校外活動費・学校給食費等の援助を行う。	18,683	22,366	B 国庫補助金及び町の要綱により実施している事業であり、今後も取り組む方針に変更はない。
② 学校保護者負担軽減事業	任意自治	政策	小・中学校の学校教育における費用(学級費・修学旅行費・校外活動費・スポーツ振興センター負担金等)を学校を通じて補助する。	22,584	27,347	C 補助金額及び補助の方法の見直しを検討する必要がある。
③ 留守家庭児童育成事業	義務自治	経常	町立小学校に在籍する児童で、放課後、家庭で保育に欠ける児童を対象に仲よし学級を開設し、児童を受け入れる。	42,805	43,532	B 負担金の見直し
④ 幼保保護者負担軽減事業	任意自治	経常	町立保育所・幼稚園に通う児童の共済掛金の全額補助。幼稚園5歳児の給食費に月額360円(年額3,960円(8月なし))の補助を行う。	418	464	C 共済掛金の補助、給食費補助は、現状のまま継続する。
⑤ 幼稚園就園援助事業	任意自治	経常	幼稚園在籍児の生活保護世帯に保育料の全額を、住民税が非課税の世帯に保育料の一部を支給する。	523	686	B 町立幼稚園に対しての補助を継続実施する。
⑥ 一時保育事業	任意自治	経常	家庭で保育する親が病気で育児疲れなどの理由で児童を一時的に保育できない状態となった時、一時的な保育を行う。	802	800	C 今後の幼保一体化の方向性を見守る中で、設置箇所増を検討していく。
⑦ 病後児保育事業	任意自治	経常	保育所に通所中の児童が病気の回復期で集団保育が困難な時、一時的にその児童を預かる事業をきづ川病院において実施する。	541	552	C 申込手続きの簡素化が図られ、今後の利用動向を見守るとともに、啓発に努める。
⑧ 家庭教育推進事業	任意自治	政策	妊娠期や幼児、小中学生を持つ親を対象に子育てを中心とした家庭と子どものあり方について学ぶ。	1,713	1,872	C 実施方法等の検討
⑨						
決算額・予算額 計				88,069 0	97,619	

(注) 「施策を構成する事務事業の取組方針等」の選択肢等について

<区分1>

法定受託: 法定受託事務(法律・政令により市町村等が処理することとされる事務)
義務自治: 義務的自治事務(法定受託事務以外の事務で、法令による定めがある事務)
任意自治: 任意の自治事務(法令による定めが特になく、条例・要綱・規則等による事務)

<区分2>

政策: 政策的事務事業(投資的・事務事業、住民へのアピール度が高い事務事業)
経常: 経常的事務事業(主に義務的、経常的に行われている事務事業)

<人件費含む決算額>

事務事業に要した概算の人件費を含めた決算額です。

<取組方針>

新: 新規事業
A: 拡充(予算や人員等を拡充し、事業を拡大)
B: 現状維持(事業内容や規模を前年度と同じレベルで実施)
C: 見直しのうえ継続(手法や予算を部分的に見直す、目標成果は維持)
D: 縮小(予算含め、事業内容や規模を縮小)
E: 統合(今後、他事務事業と統合)
F: 終了・休止・廃止

6 学識経験者の知見の活用（外部評価）

(1) 点検及び評価を行うにあたって、平成 22 年 11 月 9 日、19 日及び 12 月 3 日に行政評価委員会を開催し、以下の学識経験者の指導及び助言を受けました。

同志社大学 法学部名誉教授	西 田 毅
元久御山町教育委員会 委員	阪 本 孝 司
京都やましる農業協同組合 常務理事	田 井 勇

(2) なお、次年度以降に改善すべき課題として、以下の指導及び助言をいただきました。

今回久御山町教育委員会が作成した教育に関する事務（施策）の点検及び評価報告書について、第三者の立場から検討を加えたところ、平成 21 年度に実施された業務（事業）の内容やその取り組みの状況については、今日の時代に即した、また、先進的な取り組みや町独自の施策の取り組みもみられ、久御山町教育委員会は、多岐多様にわたる施策を積極的に実施していると評価いたします。

しかし他面、住民のふるさと意識やふるさとへの愛着感がまだまだ十分でないことから生涯学習の推進体制の強化や活動支援、指導者の育成などにより、特色ある久御山町独自の文化を創造することが必要であると思います。

つきましては、今後のより一層の久御山の教育の推進のため、次年度以降の取り組みについて、以下のとおり助言いたします。

教育行政につきましては、今、先行き不透明な社会経済環境に加え、少子高齢化社会が進行する中、生涯学習をどのように進めていくかという問題や地域社会のつながりが希薄化し、家庭・地域における教育力の低下がみられるなどの課題があります。

こういった教育問題に対して、久御山町では、町全体を大学のキャンパスの学習施設として位置づけ、住民、関係団体、行政が一体となって取り組む生涯学習推進計画である「くみやまタウンキャンパスプラン」を策定し、久御山町に住む人の知恵、企業の技術、自然や歴史資源、住民活動、行政サービスなどの多様な資源を有効に活用し住民がお互いに学び合い、その成果を次世代に生かすことを目標にされています。

近年の行政手法については、事前の調整に加え、住民に対する説明責任が重要となっており、平成 20 年度からの施策の点検、評価を契機に、これらの計画が所期の目的を達成し、より一層の成果が得られるよう事業の取り組み過程から検

証を重ねる必要があると思われます。

また、急激な景気の低迷による町税の大幅な減収や国庫負担金の削減など、財源の確保が非常に厳しく、義務的経費などの増加も予想されることから、歳出面においても行政的な効果の観点から十分に点検、評価を行いながら事業を進めていくことが必要であります。

7 資 料

久御山町教育委員会

事務局所在地

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

学校教育課 (075) 631-9974 / (0774) 45-3917

社会教育課 (075) 631-9980 / (0774) 45-3918

F A X (075) 631-6129

E-mail gakkyo@town.kumiyama.lg.jp

shakyo@town.kumiyama.lg.jp

教育委員 (平成 22 年 12 月 1 日現在)

委員長	今村愛子
職務代理	坂正義
委員	平野穂奈美
委員	西村裕
教育長	石丸捷隆

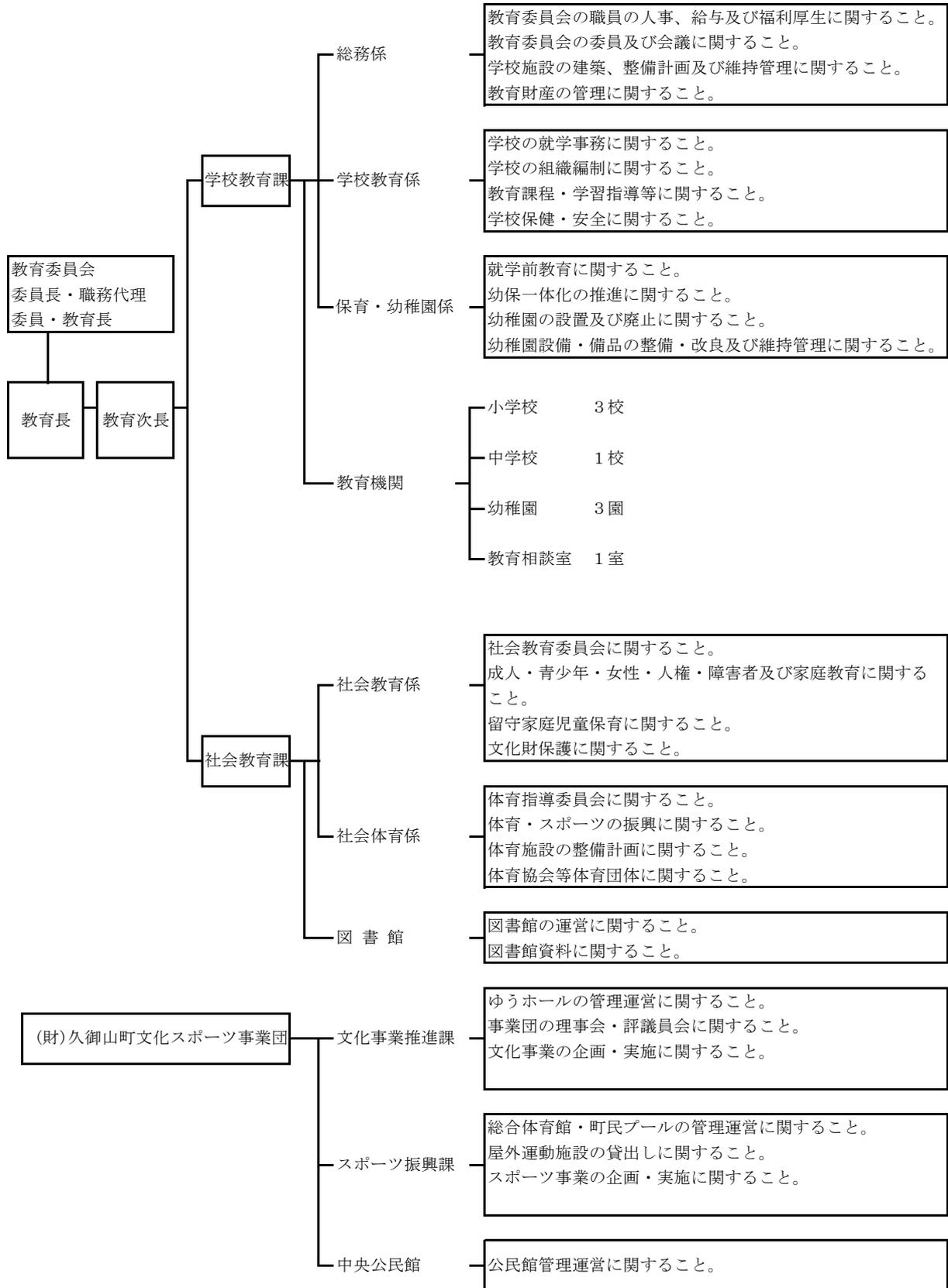
教育委員会の組織及び運営

教育委員会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分に関する事務を行い、また、生涯学習その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理し、執行するために、都道府県や市町村等に設置された合議体の執行機関である。

教育委員会は、通常 5 人の委員で組織され、委員は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有するものの中から議会の同意を得て町長が任命し、任期は 4 年である。この委員の互選により、会議の主宰者であり委員会を代表する委員長を選任し、さらに委員の中から、教育委員会のすべての事務を処理する教育長が、久御山町教育委員会の承認を得て任命される。

この教育委員会の職務権限に属する事務を具体的に処理し執行するための事務機関として、教育委員会に事務局が設置されている。

事務局・教育機関



児童・生徒・園児数

平成22年5月1日現在

小学校

区分	御牧小学校		佐山小学校		東角小学校		計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	30	1	65	2	52	2	147	5
2年	26	1	58	2	68	2	152	5
3年	30	1	63	2	71	3	164	6
4年	41	2	62	2	46	2	149	6
5年	39	2	45	2	79	3	163	7
6年	31	1	70	3	65	2	166	6
特別支援	4	2	4	2	7	2	15	6
合計	201	10	367	15	388	16	956	41

中学校

区分	久御山中学校	
	生徒数	学級数
1年	151	5
2年	135	4
3年	156	5
特別支援	7	2
合計	449	16

幼稚園

区分	御牧小学校附属幼稚園		佐山小学校附属幼稚園		東角小学校附属幼稚園		計	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数
3歳児	19	1	22	2	19	1	60	4
4歳児	8	1	18	1	22	1	48	3
5歳児	15	1	29	2	19	2	63	5
合計	42	3	69	5	60	4	171	12

保育所

区分	御牧保育所		佐山保育所		宮ノ後保育所		計	
	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数
0歳児	1	1	5	1	10	1	16	3
1歳児	10	3	15	1	23	1	48	5
2歳児	25		28	2	22	2	75	
3歳児	18	1	33	1	28	1	79	3
4歳児	22	1	25	1	23	1	70	3
5歳児	18	※	23	※	18	※	59	※
合計	94	6	129	6	124	6	347	18

※保育所5歳児は、幼稚園において合同保育を実施(幼保一体的運営)

仲よし学級

区分	御牧仲よし		佐山仲よし		東角仲よし		計	
	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数	児童数	クラス数
1年	18	1	24	2	21	2	63	5
2年	10		22		23		55	
3年	11		16		19		46	
4年	11		12		7		30	
合計	50	1	74	2	70	2	194	5

①決算額の推移

(平成21年度は決算見込み額 平成22年度は当初予算額)

区分 \ 年度	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一般会計歳出合計 (A) (千円)	7,010,855	7,414,170	6,828,643	7,936,981	7,078,000
上記のうち教育費 (B) (千円)	1,229,921	1,123,971	1,004,824	1,718,279	1,385,166
(B) / (A) (%)	17.54%	15.16%	14.71%	21.65%	19.57%

②人口1人当たりの教育費決算額

区分 \ 年度	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
教育費決算額 (千円)	1,229,921	1,123,971	1,004,824	1,718,279	1,385,166
人口 [5月1日] (人)	17,187	17,146	17,097	17,057	16,843
1人当たりの教育費 (円)	71,561	65,553	58,772	100,737	82,240

③児童1人当たりの小学校費決算額

区分 \ 年度	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
小学校費決算額 (千円)	398,092	327,564	211,317	306,986	206,343
児童数 [5月1日] (人)	960	957	953	972	956
1人当たりの小学校費 (円)	414,679	342,282	221,739	315,829	215,840

④生徒1人当たりの中学校費決算額

区分 \ 年度	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
中学校費決算額 (千円)	58,902	76,308	150,034	789,063	533,201
生徒数 [5月1日] (人)	394	396	430	434	449
1人当たりの中学校費 (円)	149,497	192,697	348,916	1,818,118	1,187,530

⑤園児1人当たりの幼稚園費決算額

区分 \ 年度	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
幼稚園費決算額（千円）	176,805	239,795	159,114	155,436	168,282
園児数〔5月1日〕（人）	216	209	197	168	171
1人当たりの幼稚園費（円）	818,542	1,147,344	807,685	925,214	984,105

⑥人口1人当たりの社会教育費決算額

区分 \ 年度	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
社会教育費決算額（千円）	397,910	282,631	293,537	278,705	282,251
人口〔5月1日〕（人）	17,187	17,146	17,097	17,057	16,843
1人当たり社会教育費（円）	23,152	16,484	17,169	16,340	16,758

⑦人口1人当たりの保健体育費決算額

区分 \ 年度	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保健体育費決算額（千円）	59,068	58,059	51,027	49,094	52,583
人口〔5月1日〕（人）	17,187	17,146	17,097	17,057	16,843
1人当たりの保健体育費（円）	3,437	3,386	2,985	2,878	3,122

—参考— 保育所児1人当たりの保育所費決算額

区分 \ 年度	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保育所費決算額（千円）	415,801	434,996	440,689	436,378	438,091
乳幼児数〔5月1日〕（人）	342	343	349	365	347
1人当たりの保健体育費（円）	1,215,792	1,268,210	1,262,719	1,195,556	1,262,510